

第1章 はじめに

- 1-1 背景と目的
- 1-2 計画の位置付け
- 1-3 立地適正化計画とは
- 1-4 対象区域と計画期間

第1章 はじめに

1-1 背景と目的

全国の都市における今後のまちづくりは、人口減少と少子高齢化を背景として、**高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、行政として財政面及び経済面において持続可能な都市経営を実現することが大きな課題**となっています。

春日市においても、今後の人口減少や少子高齢化の進行が予想されており、市場規模の縮小や経済活動の担い手となる生産年齢人口割合の減少により、医療・福祉・商業等の様々な生活サービスや公共交通の利便性が低下し、市民生活の質ならびに都市の持続性や活力が低下することが懸念されます。

こうした中で、医療・福祉・商業等の生活利便施設と居住がまとまって立地し、公共交通や徒歩により移動でき、子どもから高齢者まで多様な住民が安心して快適かつ健康に暮らせるような「**コンパクト・プラス・ネットワーク**」の都市構造を実現することが求められています。

そこで、本計画は、以下の3点を策定の目的とします。

- 今後予想される人口減少や少子高齢化、公共施設等の社会インフラの老朽化の更なる進行に備え、将来にわたって快適で質の高い生活を送ることができるよう、持続可能で効率的な都市構造の実現を予防保全的に進める。
- 拠点及びその周辺への全市的な都市機能の移転・集約や機能強化、医療・福祉・商業等の生活利便施設の立地誘導を図るとともに、拠点間や住宅地を利便性の高い公共交通ネットワークで結び、質が高く多様な住宅の供給促進と住環境の維持・向上を図ることにより、将来にわたり誰もが安心して快適かつ健康に暮らせる利便性の高い都市環境を形成する。
- 将来都市構造の実現に向けた都市づくりの方針と誘導方針を具体的に示し、方針に即して国の支援制度を効果的に活用するとともに民間投資を喚起することにより、多様な都市機能を備えた魅力の高い拠点の実現を加速させる。

1-2 計画の位置付け

本計画は、春日市の最上位計画である「第6次春日市総合計画」や福岡県が広域的な視点から都市計画の方針を定める「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の内容を十分に踏まえて策定します。

第2次春日市都市計画マスタープランでは、福岡都市圏の住宅都市として発展してきた本市において、戦略的に人口増加と人口流出抑制を図るとともに、持続可能なまちづくりを実現していくため、まちづくりの理念として『～福岡で最も「住みよい」都市づくり～ 人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かすが』を掲げ、その実現を目指しています。

本市の立地適正化計画は、「第2次春日市都市計画マスタープラン」で掲げた将来都市構造等を具現化・高度化し、コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための計画とします。

また、「春日新50年プラン」や医療・福祉・商業・教育・子育て・住宅・公共交通・環境・防災等、誘導すべき都市機能に関わる関連分野の計画とも連携・整合をとりながら、都市機能の立地の適正化や市民サービス・生活サービスの提供を図り、春日市の抱える課題解決に取り組みます。

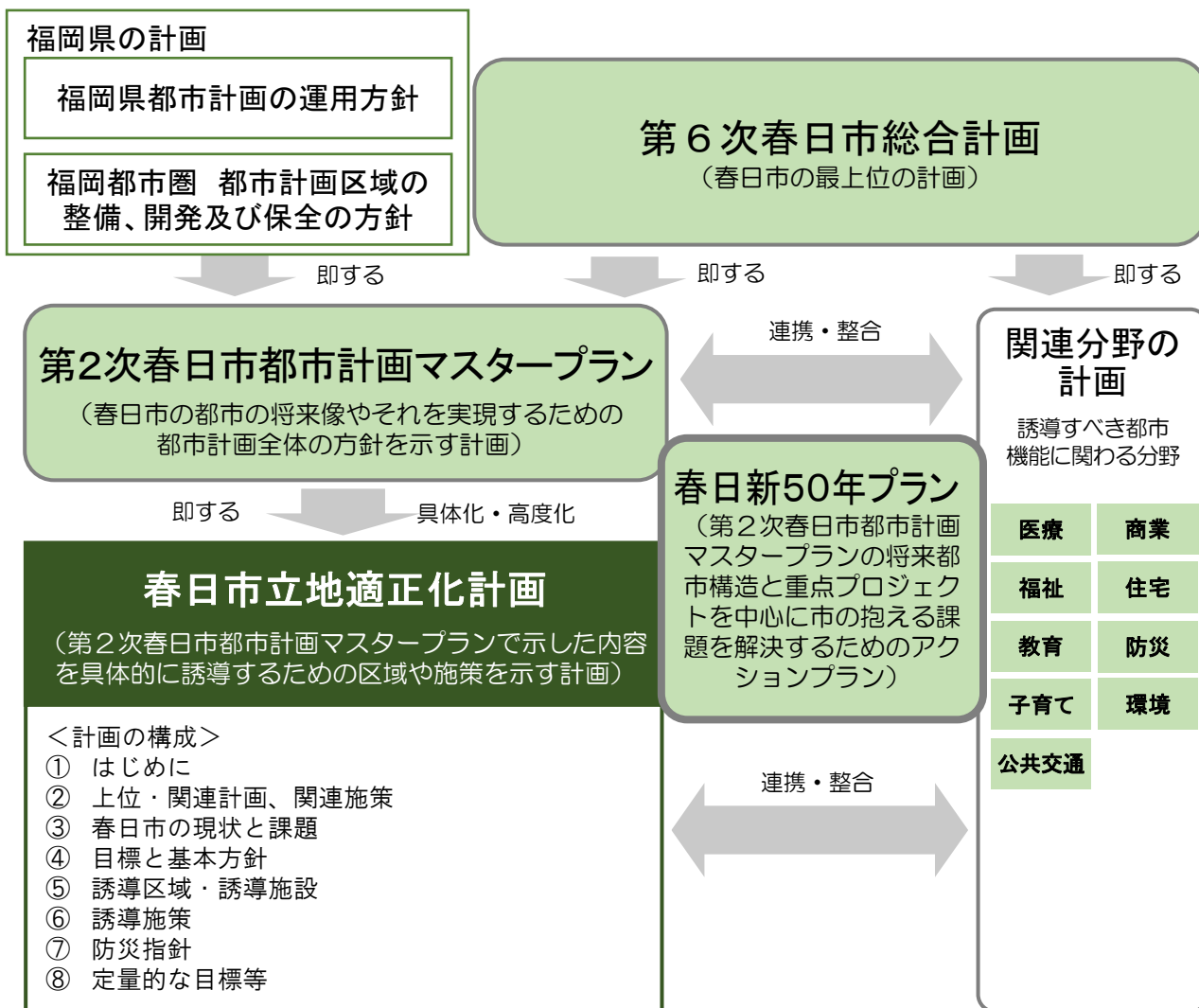


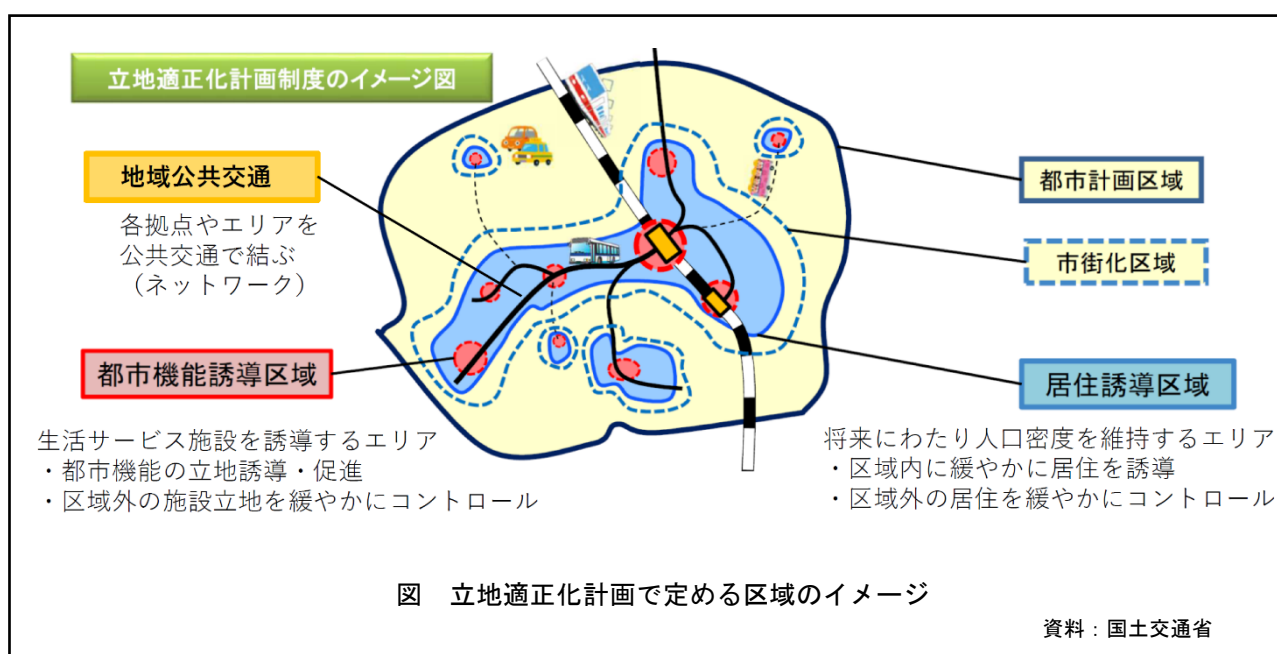
図 立地適正化計画の位置付け

1-3 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、平成26（2014）年8月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により創設された計画制度です。

今後、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、市町村が**将来にわたって持続可能なまちのすがた**はどうあるべきか、**都市構造の観点から将来への対応**を考え、**住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るための計画**となっています。

本計画では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定め、特定の建築物について建築等の事前の届出・勧告の対象とすることにより誘導区域内に都市機能や居住を誘導していきます。誘導区域を定めたエリアでは、まちづくりに対する支援制度を活用することができます。



【立地適正化計画に係る主な支援制度】

居住誘導区域内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅整備事業者による都市計画提案（都市計画提案の要件緩和） ○ 国の財政支援措置の重点化 ○ 居住環境向上施設に対する容積率の緩和制度（居住環境向上用途誘導地区）など
都市機能誘導区域内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導施設に対する容積率の緩和制度（特定用途誘導地区） ○ 民間の誘導施設整備にかかる金融による支援（民間誘導施設等整備事業計画） ○ 国の財政支援措置の重点化 など
誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上の住宅や誘導施設の建築行為や開発行為の届出、勧告

1-4 対象区域と計画期間

(1) 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体とすることが基本とされています。そのため、本計画では、**春日市の都市計画区域全域（＝行政区全域）**を対象とします。

(2) 計画期間

目標年次は、第2次春日市都市計画マスタープランの目標年次に合わせ、**令和22（2040）年度**とします。

第2次春日市都市計画マスタープランは適宜、適切に見直しを行うことから、その状況を踏まえて本計画も検証を行い、見直しを検討します。

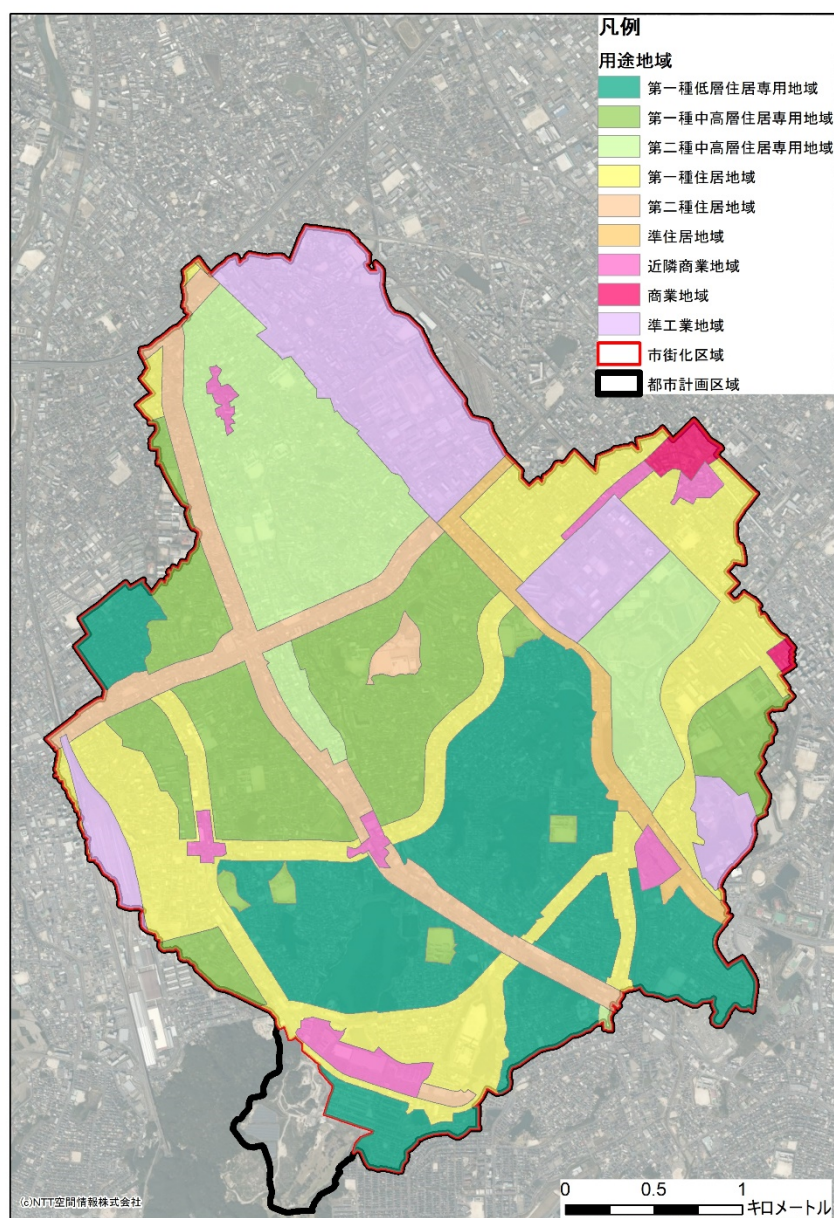


図 春日市における都市計画区域、市街化区域、用途地域の指定状況

資料：NTT InfraNet